入学前

新入学児童生徒学用品費入学前受給申請書(世帯票) 年度

新規

綾川町長 殿 継続

ふりた	がな								
児童生徒氏名						学校名	綾川町立		学校 第 1 学年
ふりがな						分 武	綾川町		
保護者氏名				住所	自治会名				
				ı		電話番号			T
家		氏 名	続柄	生年月日	勤 学校•幼	務先又は 加稚園・保育所	同居・別 居の別	病気・療養の有無 (病名・期間)	住居の形態
_									(1)持 家
保 護 廷 ^者 、									(2)借 家
本人									借間
人を含む全員を記									家賃月額
状を記									円
入 況									世帯員の合計
Vu									
申請理由(具体的に)									

上記のとおり 年度 新入学児童生徒学用品費入学前受給の申請をします。

なお、保護者の世帯の課税状況等について地方税法の規定に基づく課税台帳等により確認されることを承諾します。 入学前に受給した新入学児童生徒学用品費について、以下の事由が生じた場合には、速やかに全額を返還します。 (1)申請後、世帯の経済状況の好転により、認定基準を満たさなくなったとき

- (2) 虚偽その他不正の申請をしたとき
- (3)申請後、新年度に入る前に町内に住所を有しなくなったとき

あわせて、就学援助費の請求ならびに受領に関することを学校長に委任するとともに、就学援助費の支給を受けるにあたり、学校給食費等の支払いが滞っている時は、この支給額を異議なく優先的にその返済にあてることを承諾します。

年 月

申請者氏名

	世帯についての福祉事務所の所長又は民生委員の所見 ※保護者の死亡、失業など特別な事情がある場合のみ必要	教育委員会の認定の事由(変更の事由)
認定の場合	就学援助が必要と認めます 担当区民生委員 ⑩	 生活保護の停止または廃止 非課税 児童扶養手当の受給 国民年金保険料の免除 その他()
認定しない場合 または取消しの 場合		

要保護

準要保護

します。

上記の者を

児童生徒として認定

学校長 殿

しません。

年 月 日

綾川町教育委員会

印

綾川町立